

入管法改正に伴う府省令改正の経過措置事例(「在留カード」、「特別永住者証明書」関係)の紹介 例規整備＊

○入管法改正に伴う府省令改正の経過措置事例(「在留カード」、「特別永住者証明書」関係)の紹介

<はじめに>

新たな在留管理制度の導入を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号。以下「入管法改正法」といいます。)が7月9日から施行されます。これを受けて、現在、関係府省令の一部を改正する府省令が公布されているところです。

同法による改正により、これまでの「外国人登録証明書」に代えて「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されることになります。このため、規定中の「外国人登録証明書」を「在留カード」又は「特別永住者証明書」に改める改正を行うことになりますが、この種の改正に関し、関係府省令の一部改正においては、一定の経過措置規定が置かれています。同種の改正は、市町村例規でも行われるものですので、当該経過措置規定の事例をここに御紹介いたします。

本稿では、7月4日までに公布された関係府省令の一部を改正する府省令のうち、上記の経過措置規定を含む次の府省令について取り上げることとします。

- (1) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成24年6月18日 内閣府令第39号)
- (2) 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年6月25日 法務省令第28号)
- (3) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年6月29日 厚生労働省令第97号)

- (4) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成24年7月4日 内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）

＜経過措置規定の内容＞

「在留カード」又は「特別永住者証明書」は、入管法等改正法の施行後順次交付されますが、従前の「外国人登録証明書」から「在留カード」又は「特別永住者証明書」への切替えには相応の時間を要します。このため、入管法等改正法の施行後一定の間は、やむを得ず「在留カード」又は「特別永住者証明書」を所持していない状態が発生することになります。このような場面において、法令の規定中に「在留カード」又は「特別永住者証明書」の提示を義務付ける等の定めがある場合には、何らかの手当てをしないと、その適用が困難となります。本稿で御紹介する経過措置規定は、一定期間に限り当該規定の適用に当たっては、従前の「外国人登録証明書」を「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなすという内容になっています。

＜例規における経過措置規定の要否＞

例えば、提示すべき身分証明証の例示として「在留カード」や「特別永住者証明書」を掲げている場合には、規定の仕方にもよりますが、経過措置規定を置く必要性は高くないと考えられます。一方、「在留カード」又は「特別永住者証明書」を提示しなければならない旨明記されており、類似する他の書面の提示で代替することを認めていないような場合（従前の「外国人登録証明書」の提示をもって当該規定の要件を満たすと解することができない場合）は、本稿で御紹介するような経過措置規定が必要になるものと考えられます。

なお、在留カード交付の根拠である出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令（※ポツダム政令）第319号）の一部の規定の適用に当たり「外国人登録証明書」が「在留カード」とみなされていることから（入管法等改正法附則第15条第1項）、あえて例規中では経過措置規定を置かず、例規の運用上「外国人登録証明書」を「在留カード」として取り扱うとする対応も考えられるところです（「特別永住者証明書」についても同様（入管法等改正法附則第28条第1項）。こちらは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）の適用関係）。

<府省令の事例>

- (1) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成24年6月18日 内閣府令第39号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総理府令第1号)新旧対照表

新	旧
(許可申請書の添付書類) 第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 <u>イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) 第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下同じ。）</u> ロ～ニ （略） 五～十一 （略） (確認書類) 第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか	(許可申請書の添付書類) 第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 一～三 （略） 四 申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 <u>イ 住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号) 第五条第一項の外国人登録証明書。第二十一条第一項第一号イを除き、以下同じ。）の写し</u> ロ～ニ （略） 五～十一 （略） (確認書類) 第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか

イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号及び第五号に掲げる事項が記載されているものに限る。）

ロ～ニ （略）

ホ イからニまでに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの

二 日本国籍を有しない者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号の旅券

ロ 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード

三 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可がある者 次に掲げる書類のいずれか

イ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の証印がされているものに限る。）

ロ 前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第

イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（生年月日が記載されているものに限る。）

ロ 住民基本台帳カード（生年月日が記載されているものに限る。）

ハ～ホ （略）

ヘ イからホに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの

二 日本国籍を有しない者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 外国人登録法第五条第一項の外国人登録証明書

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号の旅券

三 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可がある者 前号イ又はロに掲げる書類及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の資格外活動許可書又は同令第十九条の三の就労資格証明書

<u>四項の証印がされていないものに限る。）及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書</u> ハ <u>前号ロに掲げる書類</u> 四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者 <u>同法第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>	四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者 <u>第二号イに掲げる書類（特別永住者として永住することができる資格が記載されているものに限る。）</u>
--	---

附 則 （施行期日） 第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。 （経過措置） <u>第二条 第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第二十一条の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。</u> <u>2 前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。</u>
--

第三条 この府令の施行の日前にした行為に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項又は第三十四条の規定の適用については、第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第四条 この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（２） 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令（平成２４年６月２５日 法務省令第２８号）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)新旧対照表

新		旧	
出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
活動	基準	活動	基準
「法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動」～「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」（略）		「法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動」～「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」（略）	
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動	一～十七 （略） 十八 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が外国人の技能実習に係る不正行為(技能実習の適正な実施を妨げるもの)に限る。法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げ	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動	一～十七 （略） 十八 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が外国人の技能実習に係る不正行為(技能実習の適正な実施を妨げるもの)に限る。法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活

	る活動の項の下欄第八号イ(3)を除き、以下同じ。)で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。 <table><tr><td>外国人の技能実習に係る不正行為</td><td>期間</td></tr><tr><td>イ (略)</td><td></td></tr><tr><td>ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為</td><td>五年間</td></tr><tr><td>ハ～タ (略)</td><td></td></tr></table> 十九～二十三 (略)	外国人の技能実習に係る不正行為	期間	イ (略)		ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	五年間	ハ～タ (略)		
外国人の技能実習に係る不正行為	期間									
イ (略)										
ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	五年間									
ハ～タ (略)										
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動	一～十五 (略) 十六 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。 <table><tr><td>外国人の技能実習に係る不正行為</td><td>期間</td></tr><tr><td>イ (略)</td><td></td></tr><tr><td>ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実</td><td>五年間</td></tr></table>	外国人の技能実習に係る不正行為	期間	イ (略)		ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実	五年間			
外国人の技能実習に係る不正行為	期間									
イ (略)										
ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実	五年間									

	動の項の下欄第八号イ(3)を除き、以下同じ。)で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。 <table><tr><td>外国人の技能実習に係る不正行為</td><td>期間</td></tr><tr><td>イ (略)</td><td></td></tr><tr><td>ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為</td><td>五年間</td></tr><tr><td>ハ～タ (略)</td><td></td></tr></table> 十九～二十三 (略)	外国人の技能実習に係る不正行為	期間	イ (略)		ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間	ハ～タ (略)		
外国人の技能実習に係る不正行為	期間									
イ (略)										
ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間									
ハ～タ (略)										
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動	一～十五 (略) 十六 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。 <table><tr><td>外国人の技能実習に係る不正行為</td><td>期間</td></tr><tr><td>イ (略)</td><td></td></tr><tr><td>ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実</td><td>五年間</td></tr></table>	外国人の技能実習に係る不正行為	期間	イ (略)		ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実	五年間			
外国人の技能実習に係る不正行為	期間									
イ (略)										
ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実	五年間									

	習生の旅券又は <u>在留カード</u> を取り上げる行為	
	ハ～ツ（略）	
十七～四十（略）		
「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」（略）		
法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	一～九（略） 十 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が外国人の研修に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。	
	外国人の研修に係る不正行為	期間
	イ（略）	
	ロ 受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の旅券又は <u>在留カード</u> を取り上げる行為	五年間
	ハ～ヨ（略）	
十一～二十（略）		
「法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動」・「法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄(ロに係る部分に限る。)に掲げる活動」（略）		

	習生の旅券又は <u>外国人登録証明書</u> を取り上げる行為	
	ハ～ツ（略）	
十七～四十（略）		
「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」（略）		
法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	一～九（略） 十 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が外国人の研修に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。	管
	外国人の研修に係る不正行為	期間
	イ（略）	
	ロ 受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の旅券又は <u>外国人登録証明書</u> を取り上げる行為	五年間
	ハ～ヨ（略）	
十一～二十（略）		
「法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動」・「法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄(ロに係る部分に限る。)に掲げる活動」（略）		

※ 表のうち、「法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動」の項下欄第1号及び第2号ロにも改正がありますが、本稿のテーマとは関係のない内容のため省略しました。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条中表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号及び第十八号並びに表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号並びに表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

(第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号、表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号及び表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。次項において同じ。）が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（次項において「登録証明書」という。）は在留カードとみなす。

2 前項の規定により中長期在留者が所持する登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項第三号に定める期間とする。

第三条 施行日前に行われた外国人の技能実習又は研修に係る不正行為については、なお従前の例による。

- (3) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年6月29日厚生労働省令第97号）

雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)新旧対照表

新	旧
(外国人雇用状況の届出事項等) 第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。 一・二 （略） 三 <u>国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域</u> 四 出入国管理及び難民認定法<u>第十九条第二項前段</u>の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。 五～七 （略） 2 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である場合には、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（<u>出入国管理及び難民認定法第二条の二三項前段</u>に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届と併せて、当該外国人	(外国人雇用状況の届出事項等) 第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。 一・二 （略） 三 <u>国籍</u> 四 出入国管理及び難民認定法<u>第十九条第二項</u>の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。 五～七 （略） 2 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である場合には、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（<u>出入国管理及び難民認定法第二条の二三項</u>に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届と併せて、当該外国人の在

の在留資格及び在留期間並びに前項第三号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。

3 (略)

(外国人雇用状況の届出事項の確認)

第十一条 事業主は、外国人雇用状況届出を行うに当たっては、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格、在留期間及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。

一 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者（以下この条において「中長期在留者」という。）

同法第十九条の三に規定する在留カード（次項第一号において「在留カード」という。）

二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書（出入国管理及び難民認定法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ。）

2 外国人雇用状況届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けている者である場合にあっては、事業主は、前条第一項第四号に掲げる事項を、次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、確認しなければならない。

一 中長期在留者 在留カード

二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民

留資格及び在留期間並びに前項第三号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。

3 (略)

(外国人雇用状況の届出事項の確認)

第十一条 事業主は、外国人雇用状況届出を行うに当たっては、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格、在留期間及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を、次のいずれかの書類により、確認しなければならない。

一 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条第一項に規定する外国人登録証明書

二 出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券

2 外国人雇用状況届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けている者である場合にあっては、事業主は、前条第一項第四号に掲げる事項を、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書により、確認しなければならない。

認定法施行規則（昭和五十六年法務省
令第五十四号）第十九条第四項の規定
による資格外活動許可書又は同令第十
九条の四第一項に規定する就労資格証
明書

様式改正 省略

様式改正 省略

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

（雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十一条の規定による改正後の雇用対策法施行規則（以下この条において「新
雇対則」という。）第十一条第一項第一号の規定の適用については、中長期在留者（出
入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する
中長期在留者をいう。以下同じ。）が所持する外国人登録証明書（以下「登録証明書」
という。）は在留カード（同法第十九条の三に規定する「在留カード」をいう。以下
同じ。）とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は、出入国管理及び難
民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に
関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）附則第
十五条第二項各号に定める期間とする。

3 第一項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる中長期在留者に対する新
雇対則第十一条第二項第一号の規定の適用については、同号中「在留カード」とある
のは、「旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年
法務省令第五十四号）第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九
条の四第一項に規定する就労資格証明書」とする。

4 入管法等改正法附則第七条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨
の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。次条第三項にお
いて「後日交付中長期在留者」という。）に対する新雇対則第十一条第一項第一号及
び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第一号中「在留カード」とある
のは「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券」と、同条第二項第一号中「在留カード」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書」とする。

- 5 この省令の施行の際現に提出されている第十一条の規定による改正前の雇用対策法施行規則（次項において「旧雇対則」という。）様式第三号による外国人雇用状況届出書は、新雇対則様式第三号による外国人雇用状況届出書とみなす。
- 6 新雇対則第十条第三項の外国人雇用状況届出書は、当分の間、なお旧雇対則の相当様式によることができる。

〔備考〕

附則第2条第4項の規定は、入管法等改正法附則第7条第1項の規定を受けたものです。入国審査の際に在留カードの交付を受けられるのは、入管法等改正法の施行時は成田空港その他特定の空港に限られますので、それ以外の空港や港において入国審査を受ける外国人は、後日在留カードの交付を受けることになります。入国間もない外国人を対象とする手続について定める例規では、附則第2条第4項のような経過措置規定が必要になります。

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)新旧対照表

新	旧
（日雇労働被保険者となつたことの届出） 第七十一条 日雇労働被保険者は、法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することについて、その該当するに至つた日から起算して五日以内に、日雇労働被保険者資格取得届（様式第二十五号）に住民票の写し（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中</u>	（日雇労働被保険者となつたことの届出） 第七十一条 日雇労働被保険者は、法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することについて、その該当するに至つた日から起算して五日以内に、日雇労働被保険者資格取得届（様式第二十五号）に住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号

長期在留者（以下この項において「中長期在留者」という。）にあつては、住民票の写し（在留資格（同法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下この項において同じ。）を記載したものに
限る。次項及び次条第一項において同じ。）又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（中長期在留者にあつては、同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに在留資格）を記載したものに限る。次項及び次条第一項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。次項及び次条第一項において同じ。）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

- 2 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証若しくは国民年金手帳又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書を提示したときは、前項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えないことができる。

から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。次項及び次条第一項において同じ。）（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次項及び次条第一項において同じ。）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

- 2 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証又は国民年金手帳を提示したときは、同項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えないことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）第七十一条第二項の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書（同法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。次項において同じ。）とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

3 後日交付中長期在留者に対する新雇保則第七十一条第二項の規定の適用については、同項中「又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券その他の身分を証する書類の写し」とする。

4 この省令の施行の際現に提出されている第十四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下この項及び次項において「旧雇保則」という。）様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第四号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、旧雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票並びに旧雇保則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、それぞれ、新雇保則様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則様式第四号による雇用保険被保険者資格

喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票並びに新雇保則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票とみなす。

- 5 新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第四百四十六條第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

- (4) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成24年7月4日 内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号)新旧対照表

新	旧
(申請書に添付すべき資料) 第十八条 申請書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。 一 申請書に記載されている申請人（申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人）及び申請人の代理人（弁護士及び弁護士法人並びに司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。）の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等（運転免許証、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、	(申請書に添付すべき資料) 第十八条 申請書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。 一 申請書に記載されている申請人（申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人）及び申請人の代理人（弁護士及び弁護士法人並びに司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。）の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等（運転免許証、<u>外国人登録証明書又は住民基本台帳カード</u>をいう。以下同じ。）で申請の日において有効なもの

<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）</u> <u>第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード</u> をいう。以下同じ。）で申請の日において有効なものの写しその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「自然人に係る本人確認書類」という。） 二～八 （略） 様式改正 省略	の写しその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「自然人に係る本人確認書類」という。） 二～八 （略） 様式改正 省略
--	---

附 則 （施行期日） 第一条 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第一号の改正規定及び次条の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。同条において「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。 <u>（外国人登録証明書に関する経過措置）</u> 第二条 この命令による改正後の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十八条及び第二十七条第四項の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、

それぞれ新規則第十八条第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

(様式に関する経過措置)

第三条 申請書（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第十二条第一項及び第二項に規定する申請書をいう。）、決定書（同法第十四条第一項に規定する書面をいう。）、決定表（同法第十五条に規定する決定表をいう。）、閲覧請求書（新規則第二十七条第二項に規定する閲覧請求書をいう。）及び届出書（同法第十七条第一項に規定する届出書をいう。）の様式については、新規則別紙様式第一号から別紙様式第五号までにかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。